

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

普通科 女子 280名（転編入枠2名を含む）

2 出願資格

次の（1）、（2）、（3）のいずれかの条件を満たし、かつ（4）に該当する者とする。

（1）平成31年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

（2）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者

（3）中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）

（4）原則として保護者とともに県内に居住している者

※ 私立中学校から出願する場合については、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者

ア 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

イ 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

ウ 平成31年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

※ 隣接県の隣接学区から出願する場合は、「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく平成31年度細部協定書」により出願資格を有する者

※ 隣接県の隣接学区以外の県外中学校等から出願する場合は、本校校長の承認を得た者

※ 海外の日本人学校等から出願する場合は、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において、出願資格の認定を受けた者

※ 帰国生徒特別選抜の資格を有する者（この者が出願する場合は、早めに本校までお問い合わせください）

第2 一般募集

1 一般募集における出願資格

第1の「2 出願資格」に該当する者。

2 出願手続

（1）出願書類

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**（2,200円）を貼って、消印しないで提出すること。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書

エ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

全日制、定時制のそれぞれの課程に志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 私立中学校から出願する場合は、住民票の写し（出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。

カ 隣接県の隣接学区から出願する場合は、埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」を提出する。

キ カ以外の県外中学校等から出願する場合は、「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。

ク 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出する。「入学願書」の記入に当たっては、「特別な選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

ケ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

ア 志願者が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	平成31年2月15日(金)を配達指定日とすること。	平成31年2月18日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月19日(火) 午前9時から正午まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	窓口を持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	本校校長は、「受検票」を2月18日(月)までに投函する。	本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

イ 出身中学校長(在学中中学校長を含む。以下同じ。)が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表	
提出期間 及び 受付時間	平成31年2月15日(金)を配達指定日とすること。	平成31年2月18日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月19日(火) 午前9時から正午まで
提出先	本校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。

3 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に、「入学願書」を提出することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

平成31年2月21日（木）から2月22日（金）まで

受付時間は、2月21日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月22日（金）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、本校校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続きをとること。ただし、上記（1）の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

※ 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて入学選考手数料を納入する必要はない。県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより入学選考手数料を納入すること。

5 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

6 学力検査

(1) 志願者は、平成31年2月28日（木）に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～9:20	9:25～10:15 (50分)	休 憩	10:35～11:25 (50分)	休 憩	11:45～12:35 (50分)	昼 食	13:30～14:20 (50分)	休 憩	14:40～15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

7 追検査

(1) 急病その他やむを得ない事情により、全ての学力検査が受検できなかった志願者は平成31年3月5日（火）に実施する追検査を受検することができる。

(2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」を平成31年3月1日（金）正午までに本校校長に提出すること。

(3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」を交付する。

(4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(5) 追検査の会場は、本校とする。

(6) 追検査の日程、配点等は、学力検査による。

8 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

1 日時 平成31年3月8日（金）午前9時

2 場所 本校（体育館前）

3 方法 受検番号を掲示する。

本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。

(2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。

(3) 入学許可候補者の受検番号一覧を学校別にホームページに掲載する。掲載時刻等の詳細は別に定める。

(4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

9 その他

入学許可候補者発表等の電話による問い合わせには一切応じない。